

ヤード適正化条例

(坂東市特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例)

ヤード内の自動車の部品から油などが周辺に流出したり、盗難など不正に取得された自動車の部品がヤード内に保管されている事案があります。

そこで坂東市では、市民の皆さまの生活環境を保全し、安全安心な生活を確保するため、ヤード適正化条例(通称)を制定しました(平成28年7月1日施行)。ヤードの事業者は、各関係法令のルールに加えて、新たに本条例のルールも守る必要があります。

また、ヤードの設置者や土地の提供者も、ご協力をお願いします。

- ◆既に自動車部品の保管又は分離をしている場合についても、規制の対象となります。
- ◆この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。
周囲の一部にでも板塀や柵などがあれば、規制の対象です。
- ◆例えば、自動車リサイクル法では許可が不要なバックホウやトラクターなどからエンジンを分離する行為も、この条例の規制の対象です。
- ◆この条例の施行日は、平成28年7月1日です。

坂 東 市

ヤードとは？

この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。

留意点

- 周囲の一部にでも板塀や柵などが存在すれば、完全に囲まれていなくても規制の対象となります。
- 業として行っている場合は、面積にかかわらず全てが規制の対象となります。
- 中古の125cc以下のバイクは、この条例の規制の対象外です。
- バックホウやトラクターなどの部品を保管又は分離をしている場合についても、この条例の規制の対象となります。
- この条例は、道路運送車両法の認証を受けた自動車分解整備事業者には、原則として適用されません。

届出義務

ヤード内で自動車部品の保管や分離をしようとする場合は、これらの行為に着手する前に、市長に届出をしなければなりません。

留意点

- この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されません。
- 届出書の提出部数は、2部です。記載事項は、ヤードの所在地、規模、設備、油などの浸み出し防止措置の内容などです。添付書類は、見取り図やヤードの使用権原を証する書類などです。
- 届出後に変更があった場合や、休止したり廃止したりした場合なども、市長にその旨を届け出なければなりません。
- 届出をした者は、ヤードごとに、届出番号などを記載した標識を掲げなければなりません。

油などの浸み出し防止の措置義務

自動車部品に用いられる油などがヤードにおいて地下に浸透しないように、床面を鉄筋コンクリートなどで造らなければなりません。

自動車部品に用いられる油などがヤードから流出したりしないように、屋根、覆いなどを備えなければなりません。

この条例の施行の際、既にヤード内で自動車部品の保管や分離をしている場合は、平成28年9月30日までにこれらの措置を講じなければなりません。

留意点

●この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されませんが、自動車リサイクル法に基づく義務を履行する必要があります。

原動機（エンジンやモーター）の取引をする際の義務

原動機を受け取ろうとする際には、相手方の取引担当者の氏名、住所などを確認しなければなりません。

原動機を受け取ろうとする際に、そのエンジンなどが盗難品などの疑いがあった場合は、直ちに警察官に申告しなければなりません。

原動機の取引の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

留意点

●これらの義務は、古物営業法の営業許可を受けている古物商には、同法と重複する部分については適用されませんが、古物営業法に基づく義務を履行する必要があります。

●取引担当者の氏名、住所などの確認は、規則で定める方法によらなければなりません（古物商は、古物営業法が求める確認の方法と同じです。）。

●記録は、規則で定める様式「原動機取引記録簿」によらなければなりません。記載事項は、取引年月日、原動機の品目・特徴、取引の相手方・取引担当者などです。

土地の所有者・ヤードの設置者へのお願い

土地やヤードを貸したり売ったりしようとする場合は、不法ヤードとして使用されるおそれがないか、十分に確認してください。

万一、貸している土地やヤードが不法ヤードとして使用されていると思われるときは、関係機関に通報してください。

違反への対処

必要があれば、ヤード内に立ち入って検査や質問をします。

この条例の義務に違反した場合、最高で1年の懲役又は罰金が科せられます。

留意点

- 立入検査の際には、警察官が同行することがあります。

問い合わせ先

●ヤード適正化条例関係一般

坂東市役所市民生活部生活環境課 ☎0297-35-2121（代表）

●自動車リサイクル法関係

茨城県生活環境部廃棄物対策課 ☎029-301-3027

●古物営業法関係

●ヤードの犯罪関係一般

茨城県境警察署生活安全課 ☎0280-86-0110